

綾瀬市立もみの木園

指定管理者募集要項

綾瀬市福祉部障がい福祉課

綾瀬市立もみの木園指定管理者募集要項

綾瀬市では、施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び綾瀬市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和2年綾瀬市条例第1号）に基づき、綾瀬市立もみの木園の指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設

(1) 施設概要

名 称	綾瀬市立もみの木園
所 在 地	神奈川県綾瀬市深谷上4丁目5番1号
設置目的	児童福祉法第43条の規定に基づき、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、併せて障がい児の家族、指定障害児通所支援事業者、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うこと、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第5項に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために日中一時支援業を行うことを目的とします。
建築年月	令和8年2月予定
構 造	鉄筋コンクリート造平家建
階 数	地上1階
敷地面積	4814.25㎡
建築面積	957.60㎡
延床面積	857.18㎡
施設内容	指導室4部屋・個別指導室・指導室（日中一時支援教室）・遊戯室 ・相談室他
定 員	児童発達支援 40人 日中一時支援 6人以上 年間延べ利用人数 3,972人

(2) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、臨時に休所日を変更することができます。

(3) 開所時間

午前8時30分から午後6時まで

土曜日 午前8時30分から午後0時15分まで

（機能訓練会、言語訓練会を実施）

※ ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開所時間を臨時に変更することができます。

(4) 利用料金

利用料金は、綾瀬市障害児通所施設条例（令和8年4月1日から施行）に規定する利用料金の額となります。

2 管理運営方針

(1) 方針

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度です。

このため、指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があります。

特に、指定管理者は、次の項目に留意して管理運営を実施することが求められます。

また、市は、施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行います。

ア 市が環境都市宣言、バリアフリー都市宣言、男女共同参画都市宣言、核兵器廃絶平和都市宣言を行っていることから、宣言の趣旨及び市の姿勢を理解のうえ事業を実施すること。

イ 児童の最善の利益を考慮し、施設の効用を最大限に発揮し、積極的に児童福

社の増進に努めること。

ウ 公の施設であることを常に念頭に置き、公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。

エ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効果的かつ効率的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。

オ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。

カ 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。

キ 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策に対し、積極的に協力すること。

ク 職員の資質向上に向けた取組を積極的に行うこと。

ケ 地域組織、団体、住民との連携を図ること。

(2) 管理・運営基準

指定管理者は、法令、綾瀬市障害児通所施設条例及び綾瀬市障害児通所施設条例施行規則及び綾瀬市立もみの木園指定管理業務仕様書に従い、綾瀬市立もみの木園の管理・運営を行います。

(3) 指定管理者が行う業務

綾瀬市障害児通所施設条例第5条に基づく業務内容として、募集の際、綾瀬市が提示する「綾瀬市立もみの木園指定管理業務仕様書」によりますが、基本的な業務は次のとおりです。

ア 通所施設の利用の手續及び利用の制限、利用の取り消しに関する業務に係ること。

イ 施設の利用に係る料金の収受に関すること。

ウ 通所施設の施設及び附属設備等の維持管理に関すること。

エ 広報やホームページの業務に関すること。

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条の規定に基づき児童発達支援センターが行う事業（以下「児童発達支援センター事業」という。）として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核機能、地域の発達支援に関する入

口としての相談機能)に関する次のこと。

- ①児童発達支援
- ②保育所等訪問支援
- ③障害児相談支援
- ④基幹相談支援事業

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第5項に基づき市長が実施する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という）

キ 環境整備に関すること。

ク モニタリングに関すること。

ケ 綾瀬市立もみの木園の設置目的に合致した事業の実施に関すること。

(4) 業務委託の制限

指定管理者は、業務管理を一括して他に委託し、また請け負わせることはできません。ただし、次の業務については、市の承認を得て一部を外部事業者へ委託することが可能です。

- ア 日常・定期清掃
- イ 設備保守点検
- ウ 施設警備
- エ 廃棄物の運搬及び処理
- オ 建物設備及び設備関係の技術的点検確認
- カ 医師・歯科医師の嘱託
- キ 給食提供
- ク 害虫の駆除・雑草雑木の除去
- ケ 車両の管理
- コ その他委託することを市が認めたもの

(5) 事業所の指定申請

県への障害福祉サービス事業所の指定申請は指定管理者が行い、当該指定に要する費用についても、指定管理者が負担するものとします。

(6) 指定管理者が実施する自主事業

指定管理者が実施する自主事業は、指定管理者の裁量により創意工夫をして行

ってください。

ただし、実施にあたっては、綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）をはじめとする市の諸計画等を十分に理解し、反映するとともに、綾瀬市と協議するものとします。自主事業とは管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことであり、その際の収益は指定管理者の収益となりますが、支出が収入を上回った場合の補填は、指定管理料に係る収入では相殺することはできないものとします。なお自主事業による収益等を綾瀬市立もみの木園の施設・事業へ還元する場合は、具体的な提案内容を記載してください。

また、提案内容は評価対象とします。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 経費

(1) 指定管理に要する費用

指定管理に要する費用は、障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、日中一時支援サービス費、利用者負担金及び市からの指定管理料を基本とします。

指定管理料は、市が支払うべき管理費用の基準となる各年度57,195千円を限度とし、最終的に指定管理者に指定された法人又は団体が収支予算書に提示した金額（消費税含む）をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ決定します。

支払い時期及び支払い金額は、年度協定書で定めます。

なお、法改正により、消費税額の変更があった場合、変更の施行年月日以降の課税対象経費分については指定管理料の変更を行うものとし、協定書に明記します。消費税を除くその他の税金の税法改正による指定管理料の変更はありません。

(2) 法人税等について

指定管理者は、法人等に係る市民税、新たに設置した事業用資産に係る固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、綾瀬市役所課税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署へ、法人等に係る県民税・事業税の県税については、県税事務所にお問い合わせください。

(3) 管理口座

本業務に係る収入及び支出に使用する口座は、指定管理専用とし適切に管理してください。

また、指定管理者として、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

なお、経理の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。

(4) 綾瀬市が支払う経費（指定管理料）に含まれるもの

綾瀬市立もみの木園の管理運営にかかる、次の経費とします。

ア 人件費（当指定管理事業に係る賃金、賞与手当、法定福利費、厚生費等）

イ 光熱水費（電気代、ガス代、上下水道代）

※ 各年度1,679千円を見込んでください。

ウ 燃料費（ガソリン代、灯油代、重油代）

エ リース料（事務機器・車両等）

オ 修繕費（50万以下の小規模修繕）

※ 各年度50万円を見込んでください。

カ 保険料（施設賠償責任保険、自動車保険、その他事業実施に必要な保険等）

キ 通信運搬費（郵便料金、電話代、通信費等）

ク 物品購入代（賄材料費、被服費、事務用品、衛生用品、給食関係消耗品、非常用食料品、療育関係消耗品等）

ケ 委託料（施設・設備に関する管理や点検に係る経費、車検代、車両管理費、清掃、警備等）

コ その他支出（公租公課税、契約書印紙代等）

サ 一般管理費（人件費に一般管理费率5%を乗じた額）

シ その他

ス 指定事業に係る経費

(5) 収入

次に掲げる事項は、指定管理者の収入となります。

ア 指定管理料

イ 障害児通所支援給付費、障害児相談（計画相談）支援費、保育所等訪問支援給付費、日中一時支援負担金及び利用者負担金

ウ 自主事業の売上げ

協定で決定した指定管理者の自主事業における売上げ

(6) 事務用機器等について

事務用機器等（事務用パソコン、複写機、印刷機、裁断機、通送用車両）は指定管理者の負担で設置してください。

市公用車は使用できません。（園バスは除く。）

(7) 精算について

指定管理料の過不足については、光熱水費、修繕費を除き、原則的に精算は行いません。

なお、指定管理者の経営努力を促す観点から、生み出された余剰金については返還を求めませんが、自主事業の収益等を綾瀬市立もみの木園の施設・業務へ還元することができます。

光熱水費（電気代、ガス代及び上下水道代）、修繕費及び備品購入費については負担者、具体的な基準（金額）、精算の有無について協議のうえ取り決めておくこととします。

(8) 物品の管理

ア 指定管理者は、市の所有する物品については、綾瀬市物品規則、綾瀬市公有財産規則並びに関係例規の管理方法及び分類方法に基づいて管理を行うこと。

イ 指定管理者が使用する物品については、次によること。

- ・市より無償貸与を行う。
- ・貸与した物品を他に譲渡又は貸与しない。
- ・物品を移動する際は、市と協議すること。
- ・指定管理者が所有する物品を持ち込む際は、別に持込台帳を作成し、その旨を明らかにすること。
- ・指定管理終了時には、市に返却すること。

(9) その他

ア 職員等の配置について、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関す

る基準に基づく人員配置を満たした上で、別に定める配置内容を満たす人員を配置してください。

なお職員はその職務内容により、管理運営の基準に定める免許等の資格を有するものとします。

イ 現在もみの木園で会計年度職員として雇用している職員については、意向確認の上、継続して指定管理者でも雇用するように努めるものとします。

ウ 現利用者の継続利用ができるようにしてください。現在もみの木園で実施している事業は、継続することを基本に事業計画を策定してください。

エ 施設内は全面禁煙となります。

オ 従事者が敷地内へ自家用車を駐車する場合は、次のとおり駐車料金を市に納付するものとします。（「綾瀬市公用等施設への職員等の自家用車の駐車料金徴収基準」による。）

駐車日数	週5日以上	週4日	週3日	週2日	週1日
1区画の駐車料金(月額)	4,500円	3,600円	2,700円	1,800円	900円

※ 半日単位で駐車する場合は、駐車料金の2分の1の額になります。

5 応募

(1) 応募資格

神奈川県内に事務所を有し、社会福祉事業に熱意及び見識を有し、児童福祉分野（児童発達センター又は保育所）及び相談支援分野（相談支援事業所等）において良好な実績があり、施設を円滑にかつ安定して管理運営できる社会福祉法人とし、次の要件を満たしているもの

ア 法律行為を行う能力を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 綾瀬市入札参加資格停止要綱（平成17年4月制定）に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。

エ 民事再生法等に基づく法的手続を行っていないこと。

オ 国税及び地方税等を滞納していないこと。

カ 綾瀬市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

- キ 綾瀬市長が、応募者が前号に該当するか否かについて神奈川県警察本部長に調査を依頼することに承認する旨の書面の提出ができること。
- ク 指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げないこと。
- ケ 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。
- コ 現地説明会及びプレゼンテーションに出席し、途中退席しないこと。

(2) 応募条件

- ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- イ 提出された書類の変更は認めません。（軽微な修正は除く。）
- ウ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- エ 応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属します。綾瀬市が提案された書類の内容について使用する場合は、別途協議するものとします。ただし、審査結果を公表する場合や審査に必要な場合は、綾瀬市が書類の全部又は一部を使用できることとします。
- オ 綾瀬市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討範囲であっても、綾瀬市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- カ 綾瀬市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 募集及び選定日程等

- ア 募集要項の配布 令和6年12月23日（月）～ 1月 9日（木）
- イ 説明会 令和7年 1月10日（金）～ 1月14日（火）
- ウ 質問の受付 令和7年 1月14日（火）～ 1月20日（月）
- エ 質問の回答 令和7年 1月27日（月）
- オ 申請書類の受付 令和7年 1月28日（火）～ 2月21日（金）
- カ プレゼンテーション 令和7年4月下旬予定
- キ 指定管理者選定委員会 令和7年4月下旬予定
- ク 候補者選定結果通知発送 令和7年 5月中旬
- ケ 協定の締結 令和7年 10月予定

(4) 募集要項の配布

募集要項の配布を次のとおり行います。

期 間：令和6年12月23日（月）～1月9日（木）（土・日・祝日、年

末・年始を除く。)

時 間：午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時

場 所：綾瀬市早川550番地

綾瀬市役所 障がい福祉課障がい福祉担当（綾瀬市役所1階）

募集要項・仕様書は窓口配布のほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

(5) 申請書類の受付

ア 申請方法

申請書類を綾瀬市役所障がい福祉課障がい福祉担当へ御持参ください。

郵送は不可。

(7) 受付期間

令和7年1月28日（火）～2月21日（金）（土・日・祝日を除く。）

(イ) 受付時間

午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時

イ 申請書類

申請書類は、次のものを正本1部、副本4部提出してください。

また、内容を記録した電子媒体（CD又はDVD）1枚を提出してください。

(7) 指定申請書

(イ) 指定申請に係る誓約書

(ウ) 事業計画書（別紙1）

この事業計画書には、以下の例を参考に管理運営基準に基づき指定管理者による積極的な提案を記載してください。

- a 申請動機、意欲、施設の運営に関する基本的な考え方、各事業の考え方、関係機関等との連携
- b 運営と維持管理能力
- c 法令遵守と人権擁護
- d 施設の管理体制、危機管理対策及び個人情報保護
- e 職員配置及び資質向上策（組織・人的配置・勤務体制及び職員の能力向上策等）
- f 利用児の特性に応じた支援の実施

- g その他特記すべき計画又は費用対効果等の提案等
- h 移行に向けた引継ぎ
- (エ) 事業提案書（別紙2）
- (オ) 職員配置書（別紙3）
- (カ) 指定管理者申請団体役員名簿（別紙4）
- (キ) 収支予算書（別紙5）

管理運営全般に係る5年間の経費について、令和8年度から1年間分ごとに作成してください。なお原則として、施設維持補修、光熱水費、清掃及び閉館時の警備に係る費用、事務用機器等（事務用パソコン、複写機、印刷機、通送用車両など）については、指定管理料に含まれます。また綾瀬市で貸与する物品（事務用机・椅子・ロッカー・園バスその他付帯設備）は無償で貸与します。

- (ク) 事業者概要書（別紙6）

法人等の設立趣旨、資本金、事業案内、組織、人員数等、事業者の概要の分かるもの

- (ケ) 法人にあつては以下のもの

- a 登記事項全部証明書・該当法人の定款又は寄付行為の写し（又は会則及び役員名簿等のこれらに相当する書類）
- b 国税（法人税、地方法人税、消費税（地方消費税含む））及び地方税（本社のある自治体に関する法人都道府県民税、事業税、特別事業税（地方法人特別税）、法人市町村民税に限る）の納税証明書（直近3年分原本）
- c 直近3事業年度の法人税申告書（勘定科目内訳明細書を含む。税務署の受付印のあるもの。電子申告の場合には、メール詳細を含む。以下も同様）・地方税申告書（本社のある自治体に関するものに限る）・消費税申告書
- d 直近3事業年度の事業報告・計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、計算書類の注記、附属明細書）
- e 組織・人員体制を示す労務関係の書類（就業規則・給与規定、時間外・休日労働に関する協定（三六協定）及びその他労使協定等）
- f 直近6か月分の労務状況が分かる書類（正規・嘱託・非常勤職員それぞれ）

れの賃金台帳・出勤簿・雇用契約書の写し)

g 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況を示す書類（会社法等で規定する内容を記載したもの）

(ロ) 暴力団等の排除に係る調査承諾書

(ハ) その他必要と認める書類

※ 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内に発行されたもので、それぞれ発行官公署において定めた様式を使用してください。

申請書類等所定の様式で不足が生じた場合には、A4縦版を使用するものとし、参考資料等の添付についてもA4サイズに変更して添付するものとします。複数に亘るときは、2枚目以降はA4サイズ縦型で任意の様式で可能とします。また、提出に係る書類の綴りの指定はないが、飛散することのないよう適切に綴ってください。

(6) 説明会

開催日時：令和7年 1月10日（金）又は14日（火）午前

時間は応募者ごとに市で指定します。

場 所：綾瀬市役所 3階会議室

内 容：募集要項等の説明及び質疑応答、施設概要説明

参加人数：各事業所2名以内

※ 応募される場合は、必ず説明会に出席してください。（出席がない場合は応募できません。）

ア 申込み

説明会は事前申込制ですので、事前に次の事項を記載して、FAX、電子メール又は直接、綾瀬市役所障がい福祉課障がい福祉担当まで御持参ください（様式は任意）。

FAX 0467-70-5702

メールアドレス wm.705623@city.ayase.kanagawa.jp

※ FAX又は電子メールの場合には、電話にて着信を確認してください。

- ・法人名又は団体名
- ・法人又は団体の住所
- ・代表者氏名

- ・出席者氏名（緊急連絡先も記載ください。）
- ・担当者氏名（緊急連絡先も記載ください。）
- ・連絡先（電話番号・FAX番号）

イ 申込締切

令和7年1月9日（木）午後5時までに必着のこと

(7) 質問の受付

募集要項等に関する質問を指定期間内に次のとおり受け付けます。なお、再質問は受け付けません。

期 間：令和7年1月14日（火）～1月20日（月）
（土・日を除く。）

時 間：午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時

提出方法：指定管理者公募に係る質問書（様式第7号）に記載の上、FAX、
電子メール又は直接、綾瀬市役所障がい福祉課障がい福祉担当まで御
持参ください。電話、口頭及び郵送による質問は受け付けません。

なお、記入漏れ、応募資格のないものについては、回答できない場
合があります。

※ FAX又は電子メールの場合には、電話にて着信を確認してください。

(8) 質問の回答

情報の共有を図るため、速やかに綾瀬市ホームページ上でお知らせいたします
ので、御確認ください。質問者に対する個別回答は行いません。

回答日 令和7年1月27日（月）午後3時ごろ

(9) プレゼンテーション

審査を行うため応募者によるプレゼンテーションを実施いたします。

開催日時：令和7年4月下旬（20分程度）

日時、場所等は別途通知いたします。

※ 申請された場合は、必ずプレゼンテーションに出席してください。

6 選定

(1) 選定基準

選定にあたっての基本的な視点を次のとおりとし、指定管理候補者を審査、選

定します。

- ア 利用者の公平・平等な利用及びサービスの向上が図れるものであること。
- イ 施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、効率的な運営が図られるものであること。
- ウ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること、もしくは確保ができる見込みがあること。
- エ 施設の適切な維持及び管理に要する経費を縮減できる見込みがあること。
- オ 事業計画の内容が、施設の目的及び指定管理者制度を理解したうえで作成されており、具体的かつ創意工夫や積極性が見られること。
- カ その他、事業計画書・事業提案書等を基に選定。

(2) 評価方式

応募者の評価基準を次のとおりとし、総合点数方式により行います。

- ア 申請の動機・意欲及び施設の現状に対する考え方・将来の展望
- イ 施設の管理運営に対する基本的な考え方
- ウ 各事業に対する考え方と企画内容及び綾瀬市障がい者福祉計画との整合性(中核的機関、医療的ケア児の支援、インクルージョン推進)
- エ 関係機関との連携、当事者団体及び保護者との協働に関する考え方と方策
- オ 類似施設の管理実績及びその経営状況、法人等の経営状況
- カ 組織・人員体制・人員確保、指定基準遵守を含む経営管理体制、労働関係法令に対する知識
- キ 自己評価及び第三者評価、管理料の妥当性
- ク 利用の契約等に関して運営基準や平等利用について
- ケ 人権擁護や利用者等の要望の把握、苦情処理対応
- コ 施設の環境保全・整備、環境に配慮した運営
- サ 緊急時の対応(防犯・防災・事故等)
- シ 個人情報保護・情報管理等の方策
- ス 専門職を含めた職員の確保、職員の資質向上策
- セ 利用児の障がい特性や発達、ライフステージに応じた計画の作成
- ソ 支援にあたっての関係機関や保護者との調整や協働
- タ 療育プログラムの考え方

- チ 医療的ケア児の受け入れ（看護師の配置等）、重症心身障害児への支援
- ツ 利用児にあわせた食事の提供
- テ 自主事業計画、その他特記すべき計画及び費用対効果等の提案等
- ト 移行に向けた引継ぎ体制、引継ぎにおける考え方、保護者や利用児童の不安軽減に必要な手立て

(3) 選定の手順

第1次審査（書類審査）及び綾瀬市指定管理者選定委員会の審査を受け、優先交渉権順位を定め指定管理者候補を選定します。選定委員会等で審査した結果、施設の管理を行うに相当と認められるものがないと判断された場合においては、再公募等の実施を行う場合があります。

なお、指定管理候補者の選定後に協議が不調だった場合、または選定後に欠格事由に該当したために選定が取り消された場合などは、次順位者と交渉の上、再度選定を行います。

(4) 候補者選定結果の通知

候補者の選定結果は、申請者に対して速やかに通知するとともに、綾瀬市ホームページで公表します。

7 指定

指定管理候補者は、令和7年9月綾瀬市議会において、指定管理者としての指定の議決を経た後に、正式に指定管理者に指定されます。ただし、市議会の議決を得られなかった場合及び否決をされた場合には、指定管理者の指定を受けることはできません。この場合、指定管理候補者はそのことに因って生じる損害について、市に対し賠償請求をすることはできません。

なお、指定管理候補者が指定を受けるまでの間に指定管理候補者の事故等により指定管理者の指定を受けることが難しいことが判明した時には、選定されなかった申請者のうちから、新たな選定を行う場合があります。

8 協定

市議会での指定管理者の指定の議決を経た後、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間内における綾瀬市立もみの木園の管理運営全般に係る基本協定書と年度ご

との指定管理料の額や支払い方法等を定める年度協定書を締結します。

9 報告業務

(1) 日報等の作成

指定管理者は、利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報等を作成保管し、市から請求があった場合は提出します。

(2) 月報報告

指定管理者は月報を作成し綾瀬市に提出してください。月報は月毎の利用状況や事業実施状況、利用者からの意見、要望とその結果及び対応策についてまとめてください。

(3) 必要書類の提出及びヒアリング

綾瀬市が必要と認めた場合は、必要書類の提出及び指定管理者からのヒアリングを行います。その場合、指定管理者は必要書類を提出し、ヒアリングを受けてください。

(4) 事業報告書の提出について

指定管理者は、事業会計年度終了後、事業報告書を提出してください。

(5) モニタリングの実施

モニタリングは、サービスの水準の確保・向上や安全性、継続性を担保する観点から実施します。

指定管理者は、四半期ごとにセルフモニタリングを実施し、その結果を報告書として綾瀬市に提出してください。

併せて、年間のセルフモニタリング及び利用者等のモニタリングを実施し、その結果を報告書として綾瀬市に提出してください。

なお、指定管理者はモニタリング結果をもとに、管理運営に対する利用者等の評価や要望を取り入れ、主体的に業務の改善に取り組むとともに、綾瀬市と協議を行い、事業や運営の改善を図ってください。

(6) 事業の内容が低下した場合の措置

綾瀬市は、事業評価の結果、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は指定を取り消すことがあります。

(7) その他の報告

指定管理者は、綾瀬市立もみの木園の管理運営で発生した事件、事故については速やかに綾瀬市に報告してください。

10 綾瀬市が行うモニタリングについて

綾瀬市は、施設の管理運営が適正に行われているかを確認するとともに、適正な労働状況の維持、サービス水準の向上、経費縮減等を図るためのモニタリングを実施し、必要に応じて改善指示・監視を行います。

11 緊急事態等における対応及びリスク分担について

(1) 不可抗力における指定管理の終了

ア 自然災害など不可抗力における当該施設の損害等により、指定管理者による管理が不可能になったときは、不可能となった時点をもって、綾瀬市は指定管理者の指定を取消し、指定管理者による管理を終了します。

イ この場合において、指定管理料は、協定書において定める年額経費を日割り計算で精算するとともに、指定管理者は、施設について管理が不可能となった時点以降の利用者からの収入を綾瀬市に引き渡すこととなります。

ウ 指定管理者は、綾瀬市に対して、取消しに係る損害賠償を請求できません。

(2) 緊急事態における対応

指定管理者は、指定管理業務において、事故または災害時の緊急事態が発生したときは、速やかに必要な初動措置を講じ、市や関係機関等に対して緊急事態発生 of 通報を速やかに行う必要があります。

また、緊急事態が発生した場合は、指定管理者は市と協力し、その対処と原因調査にあたり、二次災害等が発生しないように措置する必要があります。緊急時の連絡体制として緊急連絡網を事前に市に提出してください。

(3) 災害時における施設の使用

ア 綾瀬市は、自然災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用する必要がある場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができ、その要請に対し、指定管理者は誠実に応じなければなりません。（な

お、緊急時もみの木園は災害対策基本法及び同施行令に規定された「福祉避難所」として利用される予定です。)

イ この場合における利用者からの収入の取扱いについては、指定管理者において著しく不利益とならないことを基本として、綾瀬市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

(4) 大規模修繕に係る対応

緊急に大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における指定管理料及び利用者からの収入の取扱いについては、その都度、綾瀬市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

(5) 保険加入に関する事項

指定管理者は、市が加入する施設損害賠償保険を踏まえながら、自らのリスクの備えとして、適切な保険等に参加するものとします。

12 その他

(1) 関係法令等の遵守

業務の遂行において、関連法令及び綾瀬市条例等を遵守しなければなりません。特に適切かつ社会的要請に応じた管理業務を遂行するためには、適正な労働環境が必要であることから、労働関係法令について強く遵守を求めます。

(2) 個人情報保護及び情報公開の取扱い

ア 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に従い、公の施設の管理を通じて取得した指名、住所、生年月日その他個人に関する情報に関して、主に次のことに留意し、適正な取扱いの確保に努めるものとします。

(ア) 収集の制限

業務の目的を達成するために必要な範囲内の情報のみを原則本人から収集すること。

(イ) 利用・提供の制限

個人情報は、業務の利用目的の範囲を超えて利用又は提供しないこと。

(ウ) 適正な管理

個人情報には正確に保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないように管理すること。また、不要になった個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去すること。

(エ) 開示の申出

保有する個人情報の開示をその本人から求められたときは、情報を開示するよう努めること。

イ 情報公開

指定管理者は、情報公開条例の趣旨を踏まえ、公の施設の管理のために作成し、又は取得した文書等であって、業務に従事している者が組織的に用いるものとして保有しているものについては、次のいずれかの情報に該当する場合を除き、公開に努めるものとします。

(ア) プライバシー情報

個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報

(イ) 法人等情報

他の法人等の事業活動に関する情報で、公開すれば当該法人等の正当な利益を明らかに害すると認められるもの

(ウ) 公共の安全、秩序の維持情報

公開すれば、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれのある情報

(エ) その他公開すると事業の適正な執行に支障を及ぼす情報

(3) 事務引継ぎ

ア 指定管理者の指定を受けた者は、利用者の利便性が損なわれることなく、指定期間の開始日からスムーズに業務が進められるように、基本協定締結後から令和8年3月31日までに業務内容等の引継ぎを行ってください。なお、令和13年4月1日以降の当該施設の指定管理者となる団体への業務の引継ぎについても同様とします。

イ 引継ぎは、通常業務の範囲内で行うこととし、引継ぎに係る費用については、全て指定管理者の負担とします。

ウ 備品は、市と指定管理者の所有を明確にした備品台帳により、それぞれに引き渡すものとします。

エ 指定管理者が保有する商標やドメイン使用权を含むウェブサイトに係る一切の権利、無形の資産、SNSアカウント等も引き渡すものとします。

オ 引継ぎにあたっては保護者や利用児童の不安軽減に必要な手立てを講じること。

(4) 申請辞退

申請書を提出した応募者が申請を辞退する場合は、辞退届（別紙9）を提出してください。

(5) 資料及び回答書

綾瀬市が配布する資料及び質問に対する回答内容は、本募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

(6) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

ア 申請書類の提出方法を遵守せずに提出された場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ 本要項に含む配布資料により示された内容に適合しないと認められる場合

カ 選定の公平性に影響を与える不当な行為があったと認められる場合

(7) 雇用及び再委託、物品購入等による地域要件

雇用及び個々の具体的業務の第三者への委託、物品購入等では、市内における雇用の確保及び地域の活性化といった地域経済への効果に配慮し、指定管理者は市内業者に対して契約に係る入札への門戸を開くよう努めるものとします。また、現在もみの木園で会計年度職員として雇用している職員については、意向確認の上、継続して指定管理者でも雇用するように努めるものとします。

(8) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、指定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させ、転貸し、又は担保の目的に供することはできません。

施設調書

1 事業等の概要

事業	定員等	人員体制
児童発達支援	40名	園長（兼児童発達支援管理責任者） 1人 児童指導員及び保育士 13人 看護師 1人 臨床心理士または公認心理師 1人 理学療法士 1人 言語聴覚士 1人 作業療法士 1人 管理栄養士 1人 調理員 3人 事務員 1人 運転員 1人
保育所等訪問支援	なし	相談支援専門員 2人
基幹相談支援事業	なし	
障害児相談支援	なし	
日中一時支援	6名以上	日中一時支援児童指導員 2人以上

2 施設の現状

(1) 休所日及び開所時間

休所日	日曜日、祝日、年末年始 （12月29日から1月3日まで）
開所時間	午前8時30分から午後6時まで 土曜日 午前8時30分から午後0時15分

(2) 利用者

児童発達支援

区 分	登録者数	年間利用者数	園児登園日数	1日当たり利用者数
2年度	36人	3,677人	234日	16人
3年度	31人	4,291人	225日	19人
4年度	29人	3,421人	232日	15人
5年度	33人	3,972人	232日	17人

令和5年度の児童数等の推移

区 分	4月	8月	12月	3月	年間合計
登録者数	26人	27人	32人	33人	357人
保育日数	18日	17日	18日	18日	232日
延べ人数	326人	259人	365人	344人	3,972人

障害児相談支援事業

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画作成	139件	148件	159件	165件	191件
モニタリング	226件	238件	302件	286件	253件
合計	365件	386件	461件	451件	444件

保育所等訪問支援事業

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者	5人	2人	2人	4人	1人
回数	37回	19回	23回	29回	5回

日中一時支援事業

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
延利用者数	925 人	820 人	972 人	568 人	692 人
開所日	244 日	243 日	232 日	243 日	239 日
1 日平均利用者	3.81 人	3.37 人	4.19 人	2.34 人	2.90 人

(4) 管理経費等

(歳入)

(円)

項目	令和 5 年度 (決算)	4 年度 (決算)	3 年度 (決算)
日中一時支援 サービス費	3,219,420	2,533,310	4,338,520
児童発達支援	47,283,461	42,115,179	49,399,422
保育所等訪問支援	145,616	509,661	417,847
障害児相談支援	7,306,390	7,219,092	7,473,768
児童発達支援運営 費負担金	104,234	52,964	73,600
日中一時支援負担 金	183,600	153,360	224,640
職員給食費	1,464,610	1,324,858	1,331,099
計	59,707,331	53,908,424	63,258,896

(歳出)

(円)

項目	令和5年度 (決算)	4年度 (決算)	3年度 (決算)
人件費	111,375,174	110,079,261	113,029,010
光熱水費	1,595,917	1,480,658	1,367,293
燃料費	365,000	—	—
リース料	291,232	292,530	292,782
修繕費(補修費)	47,300	237,875	257,400
保険料	166,783	167,311	166,650
通信運搬費	298,580	274,086	253,002
物品購入代	3,271,891	2,912,026	3,001,697
保守点検費	148,600	142,550	142,550
清掃費	211,462	361,317	245,985
警備費	83,028	83,028	83,028
紙おむつ処理費	183,341	—	—
産業廃棄物処理費 概算	921,900	—	—
害虫防除	54,910	54,256	51,570
草処分	16,951	18,469	15,488
車両管理 概算	602,076	—	—
手数料	33,300	9,900	33,300
安全運転管理者会 負担金	710,000	710,000	710,000
計	120,377,445	116,823,267	119,649,755

※ 概算表示のあるものは、市で一括契約のため、個別で契約することを想定して
算出

(第1号様式)

綾瀬市立もみの木園指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

綾瀬市立もみの木園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 申請団体の名称

2 申請団体の所在地及び連絡先

3 添付書類

- 1 指定申請に係る誓約書 (第2号様式)
- 2 事業計画書 (別紙1)
- 3 事業提案書 (別紙2)
- 4 職員配置書 (別紙3)
- 5 指定管理者申請団体役員名簿 (別紙4)
- 6 収支予算書 (別紙5)
- 7 事業者概要書 (別紙6)
- 8 法人の定款又は寄附行為の写し、規則その他これに類する書類
- 9 法人の登記事項全部証明書
- 10 国税及び地方税納税証明書 (直近3年分原本)
- 11 法人税申告書、地方税申告書 (直近3年分受付印あるもの、電子申告はメール詳細含む)
- 12 事業報告・決算書 (直近3年分)
- 13 組織人員体制を示す労務関係の書類
- 14 直近6か月分の労務状況がわかる書類
- 15 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況を示す書類
- 16 暴力団等の排除に係る調査承諾書 (別紙8)
- 17 その他 ()

※ 該当する項目に「レ」印を記入すること

※ その他の書類がある場合は、()の中へ記載すること

【連絡先】担当者

電 話

F A X

E-mail

(第2号様式)

指定申請に係る誓約書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

所在地

団体の名称

代表者氏名

綾瀬市立もみの木園の指定管理者の指定の申請をするにあたり、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。なお、この誓約書に反した場合、綾瀬市が申請手続等を無効とすることができることを承諾します。

- 1 法律行為を行う能力を有すること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 3 綾瀬市入札参加資格停止要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 民事再生法等に基づく法的手続を行っていないこと。
- 5 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- 6 綾瀬市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- 7 綾瀬市長が、応募者が前号に該当するか否かについて神奈川県警察本部長に調査を依頼することに承認する旨の書面の提出ができること。
- 8 指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げないこと。
- 9 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。

【連絡先】

担当者

電 話

F A X

E-mail

(別紙1)

事業計画書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

所在地

団体の名称

代表者氏名

綾瀬市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条の規定により、指定申請書の添付書類として提出します。

【事業計画の項目】

- 1 申請動機、意欲、施設の運営に関する基本的な考え方、各事業の考え方、関係機関等との連携
 - 2 運営と維持管理能力
 - 3 法令遵守と人権擁護
 - 4 施設の管理体制、危機管理対策及び個人情報保護
 - 5 職員配置及び資質向上策（組織・人的配置・勤務体制及び職員の能力向上策等）
 - 6 利用児の特性に応じた支援の実施
 - 7 その他特記すべき計画又は費用対効果等の提案等
 - 8 移行に向けた引継ぎ
- ※ 該当する項目に「レ」印を記入のこと。

【連絡先】

担当者

電 話

F A X

E-mail

事業計画書

施設名：綾瀬市立もみの木園	
1. 申請動機、意欲、施設の運営に関する基本的な考え方、各事業の考え方、関係機関等との連携	
基本方針	
申請動機・意欲	
施設の運営に関する基本方針	
各事業に対する考え方と綾瀬市障がい者福祉計画との整合性	
関係機関や当事者団体及び保護者との協働	
2. 運営・維持管理能力	
類似施設の管理実績及びその経営状況、法人の経営状況	
組織人員体制、指定基準の遵守と利用者に応じた人員確保の方策、労働関係法令について	
自己評価及び第3者評価	
3. 法令遵守と人権擁護	
利用の契約業務について（運営基準や平等利用について）	
人権擁護について	
利用者の要望や意見の	

把握、苦情処理について	
4.施設の管理体制、危機管理対策及び個人情報保護	
建築物等保守点検管理及び修繕業務、清掃業務	
防犯・防災・事故防止等安全対策マニュアル	
個人情報保護体制及び措置	
情報公開について	
5.職員配置及び資質向上策（組織・人的配置・勤務体制及び職員の能力向上策等）	
基本的な考え方	
職員配置体制と確保の方策	
専門職の配置	
職員の教育・研修	
児童発達支援センターとしての市全体の人材育成の方策	
6.利用児の特性に応じた支援の実施	
利用児の特性や発達、ライフステージに応じた支援	
保護者や関係機関との調整や協働について	
療育プログラムの考え方	

	医療的ケア児や重症心身障害児への支援	
	利用児へあわせた食事の提供	
7. その他特記すべき計画又は費用対効果等の提案等		
8. 移行に向けた引継ぎ		
	引継ぎ体制、引継ぎにおける考え方、保護者や利用児童の不安軽減に必要な手立て	

※内容が網羅していれば、様式自由。ただしA4縦、横書きによるものとする。

(別紙2)

団体の名称： _____

事業提案書

提案事業、自主事業について、提案があれば記入してください。

※内容が網羅していれば、様式自由。ただしA4縦、横書きによるものとする。

(別紙3)

職員配置書

(施設名：綾瀬市立もみの木園)

No.	職名	性別	勤務形態	資格	勤務状況			
					時間帯	時間/日	日数/週	時間/週
記載例	施設管理者	男	常勤	社会福祉士	8:30～ 17:00	7.75	5日	38.75
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

合計 時間/週、常勤換算の人数 . 人 (小数点第1位まで)

(注意)

職名は施設管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業支援員、看護師、運転手等の順で記入してください。

指定管理者申請団体役員名簿

申請対象施設	
所在地	

団体名 (商号又は名称)	
所在地	

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

留意事項

- ・ この名簿には、代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者及び経営に事実上参加している者全員について記入してください。
- ・ この名簿により提出いただいた情報は、募集要項に規定する欠格条項の該当の有無を確認するため、照会に使用させていただく場合がありますので御了承ください。

(別紙5)

収支予算書 (令和 年度)

(単位：千円)

団体の名称			
区 分		積算金額 (年額)	積算根拠
収入合計 (A)			
項 目	指定管理料		
	日中一時サービス費		
	障害児通所給付費		
	その他収入		
支出合計 (B)			
項 目	人件費		
	光熱水費		
	燃料費		
	リース料		
	修繕費 (補修費)		
	保険料		
	通信運搬費		
	物品購入代		
	委託料		
	その他支出		
収支 (A) - (B)			

※ 指定期間の年度ごとの収支計画見込みを記載すること。

※ 別紙利用の際は様式自由。ただし、A4縦、横書きによるものとする。

※ 消費税及び地方消費税を含み記載する。

(別紙6)

事業者概要書

(年 月現在)

団体の名称			
所在地		電 話	
		F A X	
		E-mail	
代表者			
設立年月日			
設立趣旨			
資本金			
事業内容			
組織・人員（正規 ・臨時等雇用区分別に人員を記載）			
財政状況	年 度	年度	
	収 入		
	支 出		
	収 益		
	累積損益		

概要のみ記載し、詳細は別添資料を作成のこと（様式自由）

(別紙7)

指定管理者公募に係る質問書

公募施設名 綾瀬市立もみの木園

年 月 日

住 所	
団体の名称	
電話番号	
担当者名	
担当者携帯電話番号	
E-mail	

【質問内容】

暴力団等の排除に係る調査承諾書

私は、綾瀬市立もみの木園指定管理者への募集にあたり、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当しないことを確認するため、綾瀬市が申請書及びその添付書類に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、承諾いたします。

令和 年 月 日

綾瀬市長

所在地

団体の名称

代表者職氏名

注) グループを形成して参加する場合は、全ての構成員の暴力団誓約及び承諾書（本様式）を代表企業がとりまとめて提出してください。

(別紙9)

辞 退 届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

所在地

団体の名称

代表者氏名

綾瀬市立もみの木園の指定管理者の申請を辞退します。

【連絡先】

担当者

部署・職名

電話番号

F A X

E-mail